

2025/7/10

国際相続について

植崎 紳矢

公認会計士・税理士
不動産鑑定士





植崎 紳矢
Shinya UESAKI

公認会計士（日本、シンガポール、米国）
税理士/不動産鑑定士/行政書士
CFP/1級ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士

2023年CFP試験委員
CCIM(米国認定不動産投資顧問協会) 講師

【1995年】

東京大学経済学部卒業。
ゴールドマンサックス証券会社東京支店に入社。
金融派生商品（デリバティブズ）の開発に従事。



【2000年】

親族の不動産会社に参画。外国人の収益不動産購入の仲介などに従事。

【2012年】

東京スター銀行に入行、富裕層への融資業務に従事。

【2014年】

シンガポールにてアクセスアドバイザーズ・アジア社を設立。
日系企業のアジア進出、富裕層個人の海外での資産管理の支援を行う。

【2019年】

日本で税理士登録。
『不動産×相続×税金』をテーマに税務申告、コンサルティングに従事。

【2021年】

終活・生前対策の窓口となる一般社団法人かぶきライフサポートを設立。



目次

1. 国際相続とは
2. 海外での手続き
3. 日本での手続き(相続税申告)
4. 国際相続の事例
5. 留意点
6. 事前の対策



1

1. 国際相続とは

- 相続人が国外居住
- 相続財産が国外
- 被相続人が国外居住

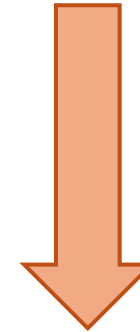


相続財産が国外

一 国外財産調書

(海外に5,000万円超の資産を保有する日本国内居住者)

2018年12月末：	3兆9,014億円	(9,961件)
2019年12月末：	4兆2,585億円	(10,652件)
2020年12月末：	4兆9,654億円	(11,331件)
2021年12月末：	5兆6,364億円	(12,109件)
2022年12月末：	5兆7,222億円	(12,494件)



金額、件数共に
毎年増加している

「国税庁 国外財産調書の提出状況について」より抜粋



2

2. 海外での手続き

- ー 相続人が国外居住
- ー 相続財産が国外
- ー 被相続人が国外居住



相続人が国外

- 一 住民票、印鑑証明書が取得できないため、在留証明書、サイン証明書を取得（遺産分割協議、相続登記）
- 一 時間がかかることが多い（書類の取得、書類の郵送）



相続財産が国外、被相続人が国外居住

- ー 国外での手続きが必要
- ー プロベートの手続きが必要な場合が多い
プロベート(Probate)：裁判所を通じて遺産の分配を行う手続き（管理清算主義、英米法）
- ー 時間、費用がかかる
- ー 日本語以外での書類、やり取り



3

3. 日本での手続き（相続税申告）

- 相続税申告が必要なケース
- 相続税の申告期限
- 相続税の納付
- 財産の評価方法（国外財産）
- 相続税の計算方法



相続税申告が必要なケース

国税庁HP：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4138.htm>

相続人 被相続人		国内に住所あり		国内に住所なし		
			一時居住者 (注2)	日本国籍あり		日本国籍 なし
				10年以内に 国内に住所あり	10年以内に 国内に住所なし	
国内に住所あり		居住無制限納税義務者 (国内財産・国外財産ともに課税)	※2	非居住無制限納税義務者 (国内財産・国外財産ともに課税)	※2	※2
外国人被相続人(注3)			居住制限 納税義務者		非居住制限 納税義務者	
国内に 住所なし	10年以内に国内に住所あり		※2		※2	※1、※2
	非居住被相続人(注4)	居住制限納税義務者 (国内財産のみに 課税)	非居住制限 納税義務者 (国内財産のみに 課税)			
	10年以内に国内に住所なし (非居住被相続人)					



相続税申告が必要なケース

日本人の場合

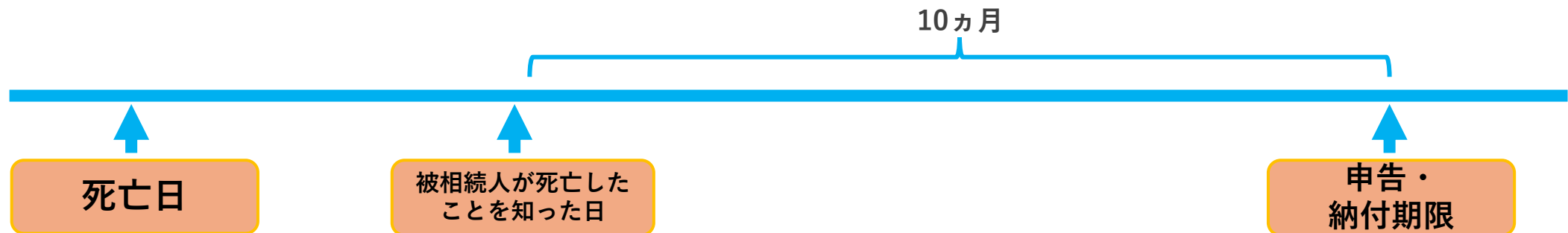
被相続人\相続人		国内に住所あり	国内に住所なし	
			日本国籍あり	
			10年以内に住所あり	10年以内に住所なし
国内に住所あり		国内&国外	国内&国外	国内&国外
国内に住所なし	10年以内に住所あり	国内&国外	国内&国外	国内&国外
	10年以内に住所なし	国内&国外	国内&国外	国内のみ

- 国内財産は例外なく相続税の対象
- 個別の案件については専門家にご相談ください



相続税の申告期限

- “被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内”
- 一般的には、
→ 被相続人が死亡した日の翌日から10ヵ月
- 死亡したことを知らなかった場合は、
→ 被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月



相続税の納付

- ー 納付期限は申告期限と同じ
- ー 銀行 / 税務署窓口、クレジットカードもしくはネットバンキングで納付
- ー 相続人が国外居住の場合は納税管理人が対応
- ー 納税できないときは、換価の猶予などを検討



財産の評価方法（国外財産）

- 一 外貨資産
- 一 海外不動産
- 一 海外の生命保険
- 一 共有名義の財産



財産の評価方法（国外財産）

< 外貨資産 >

- 一 相続開始時点の時価
- 一 相続開始時点の為替レートを適用(対顧客直物電信買相場、TTB)

(個別の案件については専門家にご相談ください)



財産の評価方法（国外財産）

< 海外不動産 >

- “路線価”がない、原則として“時価”（売買実例、鑑定評価額など）
- 現地専門家に評価を依頼
- 貸家建付地は適用ない
- 小規模宅地等の特例の適用可能（ただし大きな評価減はあまりない）

（個別の案件については専門家にご相談ください）



財産の評価方法（国外財産）

＜海外の生命保険＞

- ー 日本の生命保険と同様、みなし相続財産
- ー 非課税枠（法定相続人数 x 500万円）の適用可能

（個別の案件については専門家にご相談ください）



財産の評価方法（国外財産）

＜共有名義の財産＞

- － 不動産の合有（Joint Tenancy）
- － 共有名義の銀行口座（Joint Account）
- － 資金の拠出割合を確認

（個別の案件については専門家にご相談ください）



相続税の計算方法

- 一 法定相続人
- 一 各種制度の適用

(個別の案件については専門家にご相談ください)



法定相続人

- 一 基礎控除額：3000万円 + 600万円 x 法定相続人数
- 一 海外の親族を含む（被相続人が外国籍の場合など）
- 一 戸籍がない場合は、各種証明書（出生証明書、婚姻証明書）を取得

（個別の案件については専門家にご相談ください）



各種制度の適用

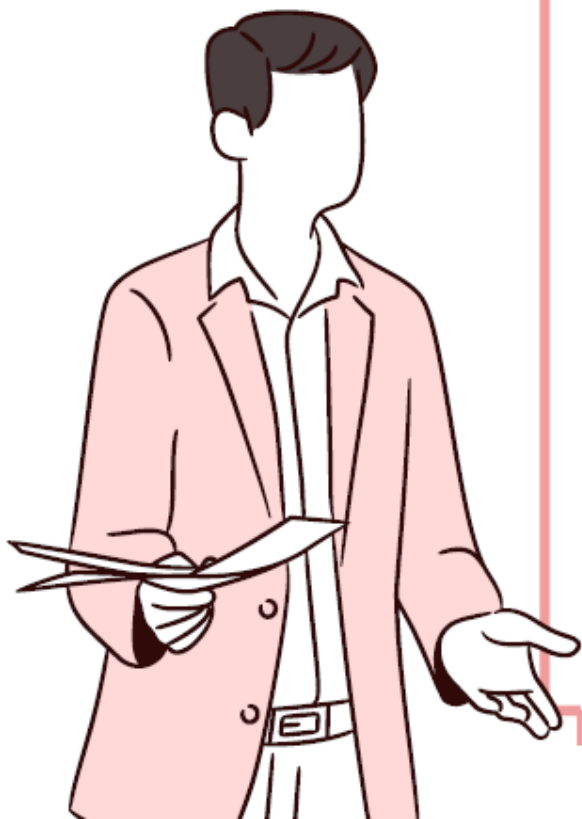
- 一 国外財産について貸家建付地は適用できないが、小規模宅地等の特例は適用可
- 一 生命保険の非課税枠は適用可
- 一 外国税額控除適用可

(個別の案件については専門家にご相談ください)



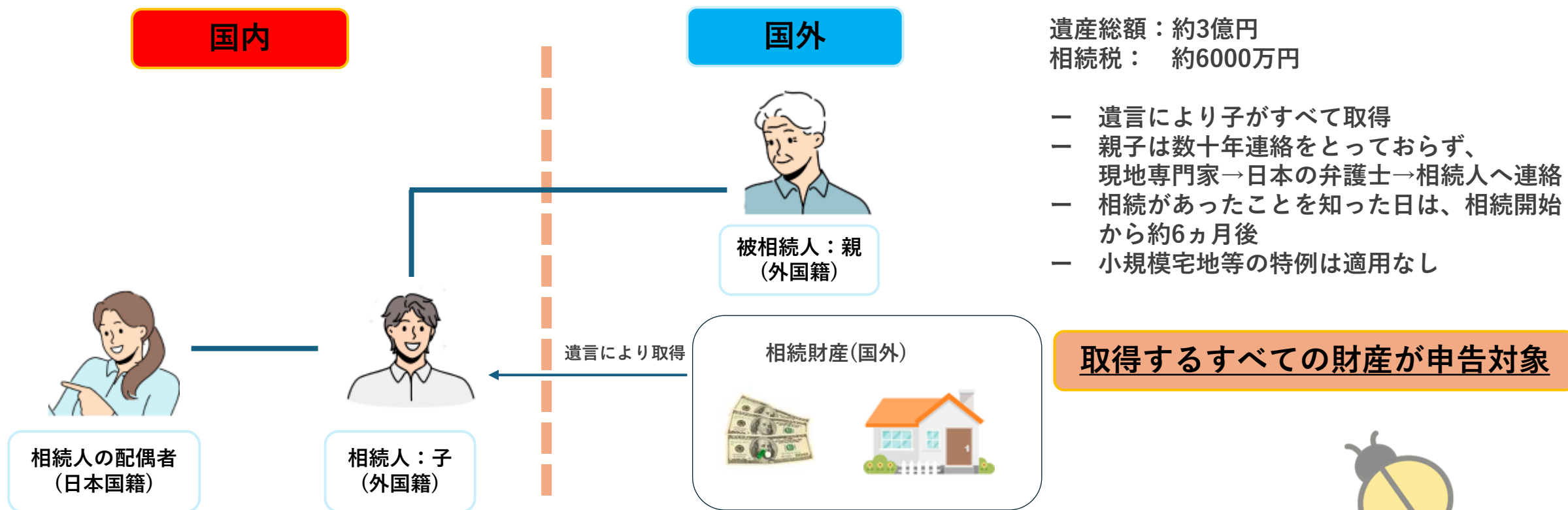
4. 国際相続の事例

- 一 夫（外国籍）の親の相続
- 一 高額な国外不動産の相続
- 一 非居住者外国人の納税義務



国際相続の事例：夫（外国籍）の親の相続

夫（外国籍）、妻（日本国籍）ともに国内居住 → 夫の父が国外で死亡

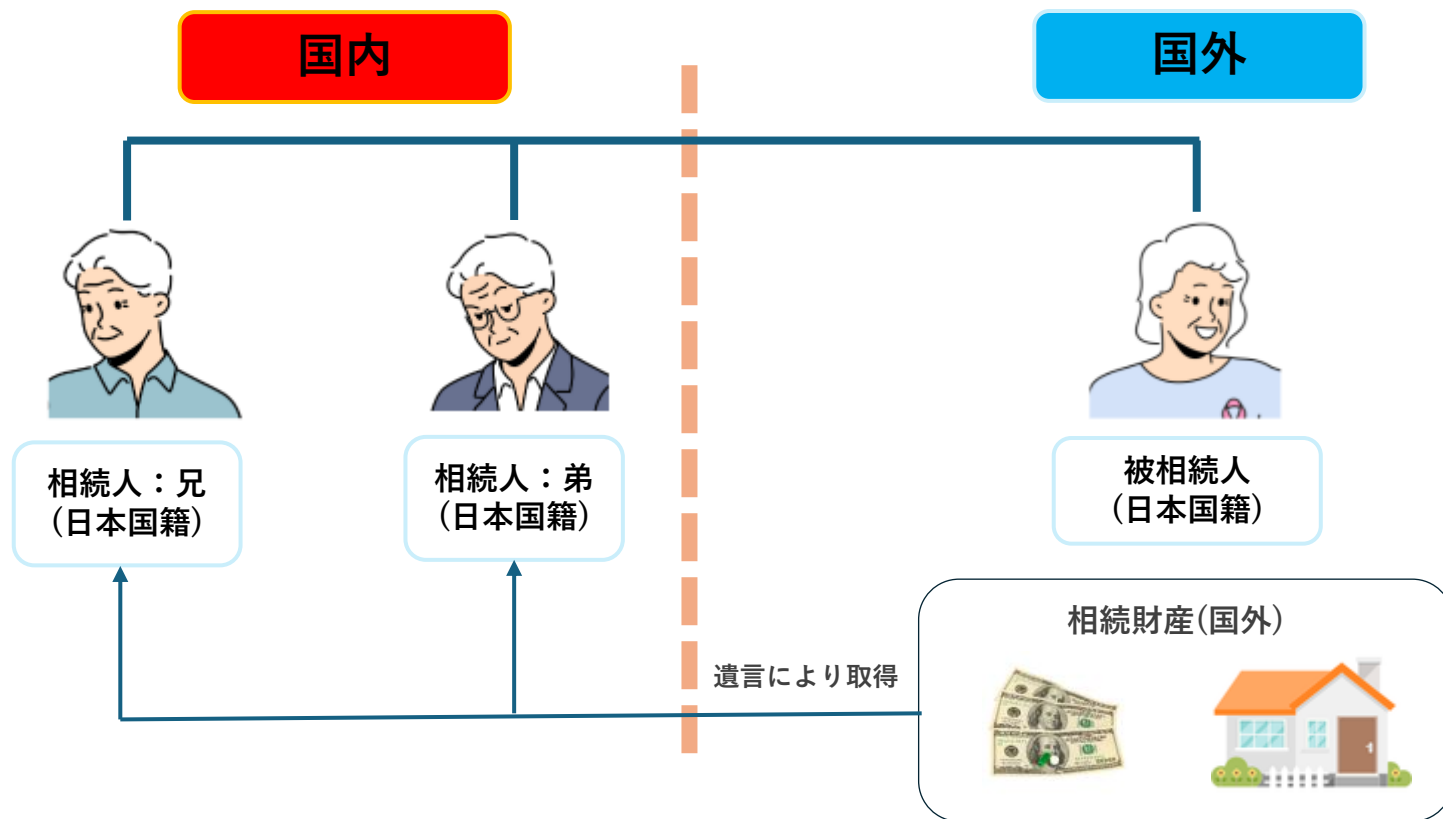


(個別の案件については専門家にご相談ください)



国際相続の事例：高額な国外不動産の相続

国際結婚で国外移住した方が国外で死亡 → 国内居住の兄弟が相続



遺産総額： 約8.5億円
不動産の価額：約8億円(国外不動産)
相続税： 約3.1億円

- 遺言により兄弟がすべて取得
- 全ての財産が課税対象
- 相続した不動産は(申告期限後に)売却
- 相続税は換価の猶予を申請、数ヵ月後に完納
- 小規模宅地等の特例は適用なし

取得するすべての財産が申告対象

(個別の案件については専門家にご相談ください)



国際相続の事例：非居住者外国人の納税義務

夫（日本国籍）、妻（外国籍）ともに国内居住 → 妻が国内で死亡

国内

国外



被相続人の配偶者
(日本国籍)



被相続人：子
(外国籍)



相続人：親
(外国籍)

遺産分割協議により取得

相続財産(国外)



遺産総額：約2.5億円
相続税： 約4000万円

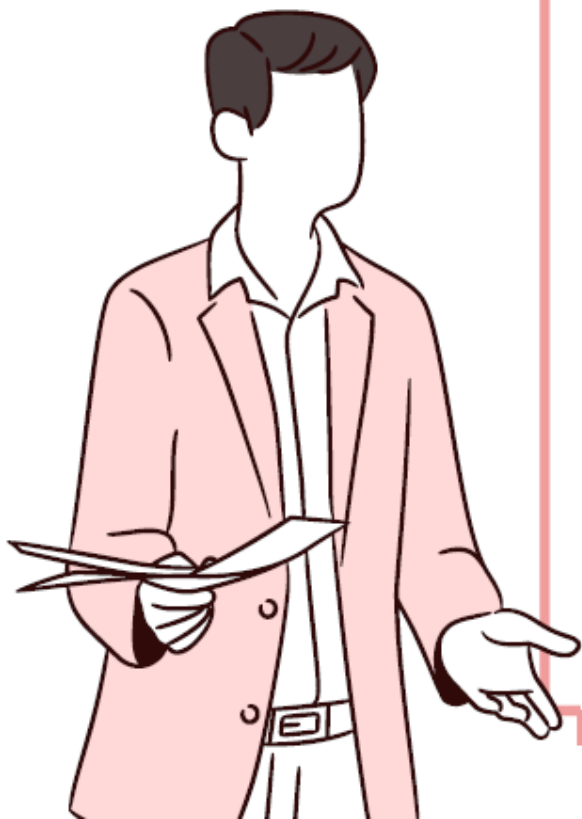
- ー 遺産分割協議により国外の不動産を親が取得
- ー 全ての財産が課税対象
- ー 国外居住の親は、取得した国外の不動産について相続税の申告納税義務がある

非居住者外国人も申告義務がある



5. 留意点

- 為替レートの変動
- 国外不動産の査定
- 期限内に相続税申告
- 時間、費用がかかりやすい
- 国外財産売却時の確定申告



為替レートの変動

- 一 相続開始（課税価格決定）時点と国外財産を円貨に交換した時点での為替レートが変動する
- 一 為替レートが変動しても納税額は変わらないので、納税後の手取額（円貨ベース）が不安定

	相続開始時	円貨に交換時
国外財産	USD1,000,000	USD1,000,000
為替レート	150円/米ドル	130円/米ドル
課税価格	1億5000万円	
円貨交換時の受取額		1億3000万円
相続税額	3000万円	3000万円
手取額(納税後)	1億2000万円	1億円



国外不動産の査定

- 一 査定額に幅があるケースも
- 一 複数の査定も検討



期限内に相続税申告

- 一 “被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内”
- 一 申告をしないと、税務署の調査や日本への送金時にトラブルも



参考：共通報告基準（CRS） 国税庁：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、OECDにおいて、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」が公表され、日本を含む各国がその実施を約束しました。この基準に基づき、各国の税務当局は、自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対しその情報を提供します。

費用、時間がかかりやすい

- ー プロベートの手続き、現地専門家の費用がかかる
- ー 国内、国外ともに手続きに時間がかかる



国外財産売却時の確定申告

- 一 日本での申告が必要
- 一 追加の納税（所得税）
- 一 取得費加算の特例が利用できる

＜相続財産を譲渡した場合の取得費の特例＞

相続または遺贈により取得した土地、建物、株式などの財産を、一定期間内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができます。

国税庁：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/joto/3267.htm>



6

6. 事前の対策

- ー 遺言書の作成
- ー 相続税額の試算
- ー プロベートを回避



遺言書の作成

- 一 相続人間の関係が希薄なケースも多い
- 一 分割協議には時間がかかる
- 一 国外でも相続発生時に対応いただける方を確定



相続税額の試算

- 一 納税資金の確認
- 一 税負担も踏まえて遺言書を作成



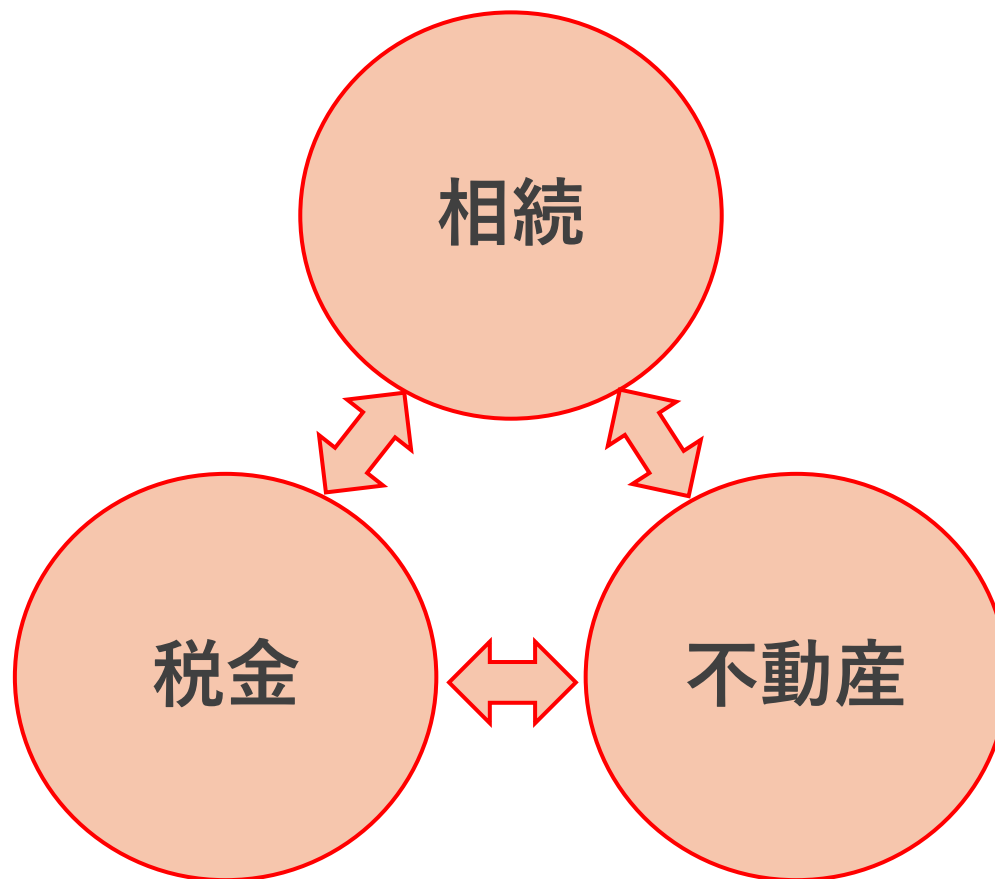
プロベートを回避

- ー 生前信託（Living Trust）、生前に信託を設定
- ー 不動産を共有名義、預金を共有名義口座にする（共有者が相続）
- ー POD（死亡時受取人指定口座）
- ー TODD（死亡時譲渡証書）



円滑な資産承継

一 弊所の取り組み



Thank You.

ご清聴ありがとうございました。

ACCESS 税理士・不動産鑑定士事務所

〒164-0002

東京都中野区上高田1-31-6東洋ビル7F

TEL:03-5358-9828 FAX:03-5358-9868

MAIL: info.accessadvisors@gmail.com

